

令和6年度

定例監査結果報告書

令和6年11月26日

もとす広域連合監査委員

定例監査結果報告書

1 監査の基準

もとす広域連合監査基準（令和2年もとす広域連合監査委員告示第1号）

2 監査等の種類

地方自治法第199条第1項及びもとす広域連合監査委員条例第3条第1項の規定に基づく定例監査

3 監査等の対象

もとす広域連合本庁及び現地機関における令和6年4月1日から令和6年9月末日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。

4 監査等の着眼点（評価項目）

- (1) 関係法令に準拠して調整されているか
- (2) 計数は正確であるか
- (3) 費用対効果は適切か
- (4) 組織及び運営は合理的か

5 監査等の実施内容

- (1) 実施日時 : 令和6年10月28日（月）
午前9時44分～午前11時54分
- (2) 実施場所 : もとす広域連合会議室
- (3) 監査委員 : 江尾 友宏 ・ 杉本真由美
- (4) 監査対象 : ①総務課
②介護保険課
③老人福祉施設大和園
④療育医療施設
⑤衛生施設
- (5) 監査内容 : もとす広域連合長から提出された各課及び現地機関における定例監査資料について、各所属長より説明を求め、監査等の着眼点（評価項目）に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した。
また、例月出納検査と相互に有機的に連携するため、例月出納検

査結果を踏まえて実施した。

6 監査等の結果

監査に付された一般会計、特別会計の定例監査資料について、上記記載事項のとおり監査した限りにおいて、事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、もとす広域連合の組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められた。

以下、個別結果を具体的に記す。

(1) 総務課

- ・資料に基づき概要説明後、質疑等なし。

(2) 介護保険課

- ・資料に基づき概要説明後、質疑等なし。

(3) 老人福祉施設大和園

- ・職員数の不足についての質疑があり、10月に2名を採用した旨の説明があった。
- ・利用者の着替えの服の取り違えについての質疑があり、事実を認めた上で、再発防止を徹底するとの説明があった。

(4) 療育医療施設

- ・休日急患診療所の看護師と受付事務員の雇用形態についての質疑があり、いずれも直接雇用であるとの説明があった。

(5) 衛生施設

- ・資料に基づき概要説明後、質疑等なし。